

次期多摩市交通マスタープランの作成について

1 現多摩市交通マスタープランについて**(1) 計画期間**

平成 3 0 (2 0 1 9) 年度～令和 6 (2 0 2 4) 年度

(2) 計画区域

多摩市全域

(3) 計画の概要等

別紙参照

(4) 計画の法的位置づけ

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という。）に基づく『地域公共交通網形成計画（地域公共交通計画）』に位置づけられています。

2 地域交通法に基づく地域公共交通計画について

次期多摩市交通マスタープランについては、現多摩市マスタープランと同様に、地域交通法に基づく法定計画として作成する予定です。

なお、令和 2 年の地域交通法の改正に伴い、計画の名称は『地域公共交通網形成計画』から『地域公共交通計画』となり、その作成が努力義務化されました。

国土交通省からは『地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（理念編／実践編）』が発行されており、計画の作成にあたっては、同手引き等を参考に作業を進めていく予定です。

(1) 地域公共交通網形成計画と地域公共交通計画との違い

	地域公共交通網形成計画 (平成 2 6 年～)	地域公共交通計画 (令和 2 年～)
計画の対象	○バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実（主に路線の再編や新規整備）を対象とする	○ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む ○地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる
位置付け	○地方公共団体による作成が可能	○地方公共団体による作成を法的に努力義務化 ○基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む
実効性確保	○可能な限り具体的な数値指標を明示 ○原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況の評価	○定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化 ○定量的なデータに基づく P D C A の取組を強化

(2) 計画に記載する事項

〔記載事項〕

項目	概要
① 基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定めます。 また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理します。
② 計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定します。
③ 計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定します。
④ 事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定めます。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理します。
⑤ 計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てます。
⑥ 計画期間	原則 5 年程度ですが、地域の実情に合わせて設定できます。
⑦ その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載します。

〔記載に努める事項〕

- ① 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ② 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④ 地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な当該地方公共団体、公共交通事業者等その他の地域の関係者相互間の連携に関する事項
- ⑤ ①～④のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

(3) 国の補助制度（地域公共交通確保維持事業）との連動化

令和 2 年の地域交通法の改正に伴う要綱改正により、地域公共交通計画の作成が地域公共交通確保維持事業による補助要件として定められました。

よって、補助事業の活用のためには、補助系統の地域の公共交通における位置付けや補助事業の必要性等について、原則、補助系統が跨る全ての市町村の地域公共交通計画又は都道府県の地域公共交通計画に記載が必要となっており、法定協議会において協議がなされる必要があります。

(4) 地域公共交通特定事業について

地域公共交通計画に定められる事業のうち、特に重点的に取り組むことが期待される事業のことです。

地域公共交通計画を作成することで、『地域公共交通特定事業』の活用のための実施計画を作成することが可能となり、各特定事業の実施計画について、国土交通大臣の認定を受けることにより、特例制度や国による財政支援の特例等を活用することができます。

事業名	事業の概要
地域公共交通利便増進事業	地域公共交通の利用者の利便を増進するため路線等の編成や事業内容の変更、等間隔運行や定額制乗り放題運賃の設定等を行う事業
地域旅客運送サービス継続事業	廃止が見込まれる路線バス等について、公募により新たなサービス提供事業者を選定し、地域旅客運送サービスを継続する事業
軌道運送高度化事業	L R T の導入等により、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保等の運送サービスの質の向上を図る事業
道路運送高度化事業	B R T 等の導入による定時性、速達性及び快適性に優れた道路運送を確保する事業
海上運送高度化事業	定時性、速達性及び快適性に優れた海上運送を確保する事業

鉄道事業再構築事業	大量輸送機関としての特性が生かせていない鉄道事業について、国の関与のもと市町村等と鉄道事業者が協働で計画を作成し、地域旅客運送サービスを継続する事業
鉄道再生事業	鉄道事業者と市町村が連携して、事業の廃止届出がなされた鉄道事業の維持を図る事業
貨客運送効率化事業	貨客混載の取組の実施により公共交通の生産性向上を図る事業

3 次期多摩市交通マスタープランについて

(1) 作成スケジュール概要

令和 6 年度から令和 7 年度にかけて作成予定。現多摩市交通マスタープランは計画期間が令和 6 年度で終了するため、現計画と次期計画とでは一年程のブランクが空くこととなります。

令和 6 年度	各種調査・アンケート実施、基本的な方針等の検討開始等
令和 7 年度	令和 6 年度の調査結果を踏まえた市民参画手法の実施、計画の作成等

(2) 計画期間

令和 8 年度から 7 年程度を予定。

(3) 連動・連携する主な方針・計画等

① 庁外

- ア 地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針（国）
- イ 東京における地域公共交通の基本方針（東京都）

② 庁内

ア 第六次多摩市総合計画

- 基本構想（令和 5（2023）年度～令和 14（2032）年度）
- 基本計画（令和 5（2023）年度～令和 14（2032）年度）前後期で 5 年間

イ 多摩市都市計画マスタープラン（令和 6 年度末策定予定／概ね 20 年後の 2040 年代を目標年次とします。）

ウ 多摩市交通安全計画（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）等 ※（次期計画期間は令和 8（2026）年度～令和 12（2030）年度）

以上